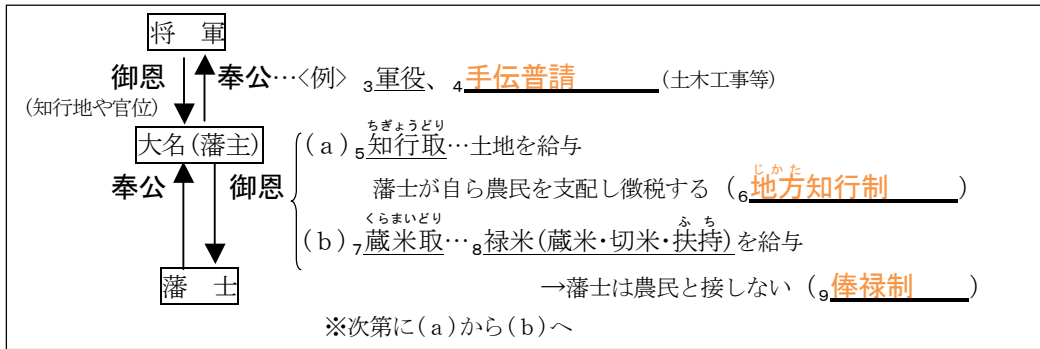


**大名への統制**

※<sub>1</sub>藩…大名の支配する領域と支配機構 <sub>2</sub>大名領国制



- A. 10 一国一城令 (1615)…諸大名の居城以外の城の破壊
- B. 11 武家諸法度 …太名の守るべき心得 12 将軍の代替わりごとに改訂
- 2代 13 秀忠…14 元和令 (15, 1615) ※最初の武家諸法度 家康の命で 16 金地院崇伝 (臨済僧) が起草  
内容 文武・儉約の奨励 17 城の修補の届出制 18 婚姻の許可制 など
- 3代 19 家光 …20 寛永令 (1635) 21 林羅山 が改訂 →以後、基本的に踏襲される  
追加 ① 22 大船(五百石以上)の建造禁止  
 ② 23 参勤交代 (参観交替) の 24 制度化…奉公の一種(江戸警備)  
 在府(江戸)・在国(国元) 1年交代 ※役付大名と水戸藩は江戸 25 妻子は江戸(人質)  
影響 25 大名財政の圧迫、26 交通・文化の発達、都市江戸の発展
- ☆ 27 武断政治…幕府初期の方針 法令違反・無嗣(後継ぎなし)・お家騒動(内紛)などで厳しい処分  
28 改易 (領地の没収)・29 減封 (領地の削減)・30 転封 (領地の変更)  
 ……3代将軍までに105家 <例>松平忠輝[越後高田:家康6男]・本多正純[宇都宮:譜代]

**朝廷・公家への統制**

- ☆ 31 京都所司代による監視、32 武家伝奏 (朝幕の連絡に当る公家)の選出  
 所領の保障と制限…33 禁裏御料 (皇室領) 3万石 公家領7万石  
 幕府の発言力強化 <例> 官位、改元、改暦も幕府の承諾が必要
- 34 1615、35 禁中並 公家諸法度…天皇・朝廷の政治活動など制限 36 金地院崇伝 起草
- 1620、37 徳川和子 (秀忠の娘)を 38 後水尾 天皇(後陽成の子)の中宮(東福門院)に
- 1627~29、39 紫衣事件 …後水尾が幕府の許可なく 40 紫衣を勅許 →幕府が無効にする  
 →大徳寺僧 41 沢庵 (沢庵宗彭)ら反抗→処分(のち赦免)→後水尾退位  
 →42 明正 天皇(興子内親王:和子の娘、7歳)即位…古代以来の女帝  
 ※最後の女帝は後桜町天皇(1762-70)



2018 総合日本史授業プリント近世10 近世の人民支配

3年 組 番 \_\_\_\_\_  
[ 月 日 ]

**農民統制** ☆村単位の支配…全国に、約6万3千 自然集落(50~60戸)の利用

**身分** 2. **本百姓** (高持百姓) …田畑・屋敷を所有→4. 検地帳に登録・5. 村政への参加  
6. 水呑百姓(無高百姓) …土地なし(小作農) } →検地帳に登録されない  
7. 名子・被官・家抱・下人 …本百姓に隷属 } 村政に参加できない

☆村役人: 8. 村方三役(地方三役) …本百姓から(選挙または世襲)

- ① 9. **名主** …村政の長 西日本では、10. **庄屋**、東北では、11. **肝煎**とも
- ② 12. **組頭** (年寄) …補佐役 数名 ③ 13. **百姓代** …名主・組頭の監視

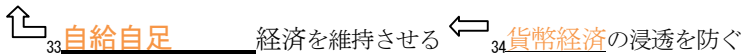
**共同生活**

- ・年貢の14. **村請制** …15. 村高(1村全体の石高) × 税率
- ・16. **入会地** ・用水の共同管理 17. **五人組** …連帯責任・相互監視・相互扶助
- ・18. **村八分** …制裁、葬式・火災以外に交際を断つ
- ・19. **結** (ゆい・もやい) …労力を特に要する時期の共同労働 その他、村法、若者組、祭礼など

**負担** ※b~dは金銭代納の場合が多い

- a) 20. **本途物成** (21. **本年貢**) …田畑・屋敷に賦課 原則として米納  
課税方法: 22. **検見法** (豊作凶作により変動) から 23. **定免法** (率一定) へ  
税率: 当初は 24. **五公五民** → 25. **四公六民** (税率4割) へ
- b) 26. **小物成** …山野河海からの収益にかかる雑税の総称
- c) 27. **高掛物** …村高にかかる付加税 宿駅の交通整備など 米納から金納へ  
※天領では、伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用を高掛三役という。
- d) 28. **天役** …労役 <例> 29. **国役** (国役普請) …国単位 治水工事などの労役  
30. **伝馬役** (常時) ・ 31. **助郷役** (臨時) …街道沿いの村から宿駅に人馬を提供

**統制** ☆ 32. **本百姓経営** を維持させる → (幕府・藩は) 年貢徴収を確保



③家光 1643. (35. **寛永の大飢饉** …全国の農村に大きな被害)

36. **田畑永代売買の禁令** …本百姓の解体や富農への土地の集中を防止

※最近、存在が疑問視されている法令

- 1643. 37. **田畑勝手作りの禁(作付制限令)** …商品作物の栽培を制限
- 1643. 38. **慶安の触書** …農民の生活全般への規制 江戸後期に広まる

ねんぐ え やす こ  
年貢さへすまし候得ハ、百姓程心易きものは之れ無く

④家綱 1673. 39. **分地制限令** …耕地の細分化を防止 本百姓10石、名主20石まで

## 身分制度

☆<sup>40</sup>士農工商(四民)及び他の身分 社会秩序の固定・民衆の分断 →幕府支配の維持・強化

※一般に身分内身分の方が厳しい…武士の石高差、親方と弟子、本百姓と水呑百姓

士(武士) 支配層 <sup>41</sup>苗字帯刀 ・ <sup>42</sup>切捨御免 の特権

農工商 産業に従事 特に農は最多数(全人口の76%)・重要視  
(商)主人 - <sup>43</sup>番頭 - <sup>44</sup>手代 - <sup>45</sup>丁稚 (職)親方 - <sup>46</sup>職人 - <sup>47</sup>徒弟

特権的身分 公家は別格(ただし生活は苦しい) 僧侶・神職は武士に準じる

被差別身分 幕藩体制維持のために制度化 差別は、江戸中期以降強化

{ <sup>48</sup>えた…過酷な差別 <例> 居留地(悪い土地に居住)・結婚・交際・衣服などに規制  
職業は 皮革上納・行刑・掃除(清め)・死牛馬処理など  
<sup>49</sup>ひにん…最下身分だが流動 <例> 乞食・番人・流民・遊芸者・犯罪者

☆<sup>50</sup>家制度(家族制度) ※特に武士で厳しい

- ・家の存続の重視…俸禄・家業の継承
  - ・強い<sup>51</sup>家長(家主)権…<sup>52</sup>勘当の権利 長子相続の一般化(次男以下・女子の地位低下)
  - ・男尊女卑 <例> 『<sup>53</sup>女大学』(1729) <sup>54</sup>三従：女は父・夫・息子に従うべし  
<sup>55</sup>七去：夫からの(一方的)離縁理由 離縁状(<sup>56</sup>三行り半)は夫から
- ※<sup>57</sup>縁切寺(<sup>58</sup>駆けこみでら)…例外的に妻から離婚 満徳寺(上野)、<sup>59</sup>東慶寺(鎌倉)など

【正誤問題に挑戦】<センター1994本試験、1996年本試験より>

- (1) 村の運営は、名主・**庄屋**・百姓代からなる村方三役が担当した。
- (2) 離縁状はふつう三行半で書いたので三くだり半とも呼ばれ、夫が妻に三くだり半を与えることで離婚が成立した。○

→1651. 4 由井正雪 の乱 (5 慶安の変 または 6 慶安事件) …將軍家光没の直後→失敗  
 …駿河出身の兵学者。7 丸橋忠弥 ら牢人を組織し幕府転覆を計画

1652. <sup>へつき べつき</sup> 戸次 (別木) 庄左衛門 (牢人で兵学者) らの老中暗殺未遂

將軍 8 家綱 4代 1651~80 補佐: 9 保科正之・10 松平信綱・11 酒井忠清ら 「寛文の治」

→幕府、12 文治政治 へ転換…13 儒教による政治 法律・制度・教育の充実

・14 末期養子 (死の直前の養子縁組) を許可…無嗣による改易を緩和

※1657. 19 明暦の大火 (20 振袖火事) …江戸の6割焼失 (江戸城天守閣も焼失→再建せず)

21 綱吉 5代 1680~1709 もと上野国館林藩主 「22 元禄 時代」

初期…「天和の治」 大老23 堀田正俊 が補佐→江戸城中で暗殺

→実権は24 柳沢吉保 (25 側用人) のち老中格→大老格へ

(b) 学問の奨励 ☆武家諸法度の第一条を「文武忠孝を励まし礼儀を正すべき事」に変更 (26 天和令)

27 朱子学を正式に官学に 28 林信篤 (鳳岡) を 29 大学頭 に→以後世襲 (林家)

30 湯島聖堂 …上野忍ヶ岡の孔子廟を移転 →31 聖堂学問所

32 天文方 設置 [1685] …天体観測・測量・正確な暦の作成

初代33 安井算哲 (34 渋川春海) →「35 貞享暦」作成

36 歌学方 設置 [1689] … 初代37 北村季吟 (古典研究者) 歌書の研究など

(b) 財政難問題 ← 鎖国による貿易収入減、鉱山の産出減、明暦の大火の復興、

將軍綱吉の浪費、寺社の修築費用、商品経済の浸透など

38 萩原重秀 (39 勘定吟味役 → 40 勘定奉行) の登用

貨幣改铸 (41 慶長金銀 から 42 元禄金銀) [1695] … 43 金銀の含有量を減らし出目 (差益) を収入に

→ 44 通貨量の急増 → 45 物価高騰 …… 約500万両

ほかに十文の大銭 (宝永通宝) 铸造計画 など →経済の混乱

(c) 仏教信仰… (母) 桂昌院の影響 ※服忌令…近親者の死後の服喪を規定

寺院の修築 <例> 寛永寺・増上寺の改築 46 東大寺の再建 江戸護国寺の建立など

47 生類憐みの令 [1685~1709] …極端な動物愛護 (特に犬) →不評 “犬公方”

※1701~02. 48 赤穂事件 … 49 浅野長矩 ・ 50 吉良義央 の騒動→大石良雄ら浪士の討入 世相に影響

正徳の治 ☆51 正徳の治 [1709~16]…52 新井白石 と 53 間部詮房 中心の政治

54 侍講 と 55 側用人

56 家宣 6代 1709~12 もと甲府藩主 綱吉の甥

(a) 57 閑院宮家 創設[1710]…従来の3宮家に追加 皇子女の出家を救済→朝幕関係改善

…伏見宮・桂宮・有栖川宮

(b) 58 朝鮮使節の待遇の簡素化[1711]…経費節減(100万両→60万両)

将軍の呼称を「59 大君」から「60 国王」へ変更 →外交問題へ 61 雨森芳洲 からも反対

※朝鮮では王子を「大君」という、日本は将軍の上に天皇がいる等々 …対馬藩に仕えた儒者

62 家継 7代 1712~16 家宣の子 4歳で就任

(c) 貨幣改鑄(63 正徳金銀) [1714]…金銀の含有量を元禄の改鑄前(慶長金銀と同じ)に戻す

→64 通貨量の急減→65 物価下落 →経済混乱

(d) 66 海舶互市新例 (67 長崎新令, 68 正徳新令) [1715]

69 長崎貿易の制限→70 金銀流出の抑制 <例>71 清船は銀6,000貫、72 オランダ船は銀3,000貫

※家継8歳で没(将軍家男系途絶)→紀州徳川吉宗が8代将軍に→白石・詮房ともに失脚

諸藩の文治政治 18世紀前半 儒学者の登用・教育の振興(学校設置)・藩政の刷新

73 保科正之(会津)…家光の弟 将軍家綱を補佐 保科家(信州高遠藩)養子→会津藩へ

74 山崎闇斎(儒学者)を招く 藩校75 稽古堂→のち76 日新館

77 水戸光圀(水戸)…78 朱舜水(明の儒学者・亡命)を招く “水戸黄門”として伝説化

79 江戸に80 彰考館 『81 大日本史』の編纂開始(→尊王論)

83 池田光政(岡山)…治水事業・新田開発 郷学84 閑谷学校[1668]

85 熊沢蕃山(儒学者)：86 花鳥教場[1641]開校)を招く

87 前田綱紀(加賀)…88 木下順庵・89 室鳩巢(儒学者)を招く 改作法(農政中心の改革)

和漢書籍の収集・保存 <例>東寺百合文書

【正誤問題に挑戦】<センター1997A追試験より>

① 5代将軍家綱は、儒学の振興をめざして江戸の湯島に聖堂を建て、林羅山を大学頭に任命した。

② 6代将軍家宣は、儒学者新井白石を登用し、朝鮮通信使を従来よりも手厚くもてなした。